

規制道路の車両通行認定の取扱い基準

昭和49年4月17日

局長 通達

(趣旨)

第1条 道路法（S27年法律第180号）第47条4項により市長が道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため、車両通行の制限を行った道路に対し車両制限令（S36.7.17.政令第265号）第12条の特殊な車両の特例として認定する場合については、法令その他別に定めがあるものを除くほか、この基準の定めるところによる。

(認定申請)

第2条 車両制限令第12条の規定により車両通行の認定を受けようとする者は特殊車両通行認定申請書（様式第一・様式第二）を各1部ずつ、および第3条に定める添付書類を市長に提出しなければならない。

(添付書類およびその必要部数)

第3条 前条に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を必要部数添付しなければならない。

- 1 経路図（申請箇所）：2部＋申請車両台数分
- 2 通行経路表（様式第三）：2部＋申請車両台数分
- 3 車両内訳書（包括申請時）（様式第四）：2部＋申請車両台数分
- 4 車検証の写し：2部
- 5 その他市長が必要とする書類

(認定の範囲)

第4条 認定の範囲は、規制道路以外に利用する道路がない場合で次に定めるところによるものとする。

- 1 沿道の住民が所有する車両
- 2 沿道の商店、事業所等へ商品（資材等）の搬入、搬出に供する車両
- 3 沿道の建築及び引越し等に用いる車両
- 4 その他市長が認める車両

(認定の期間)

第5条 認定の期間は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 1 沿道居住者が所有し通行する車両（2ヶ年以内）
- 2 その他の車両（1ヶ年以内）

(手数料)

第6条 認定の手数料は、無料とする。（法第47条の2第3項）

(認定書の交付等)

第7条 市長は認定を与えた者（以下「通行認定者」という）に特殊車両通行認定書（様式第二）を交付する。

2 認定しない場合には、その旨を不認定通知書（様式第五）により申請者に通知するものとする。

(内容変更)

第8条 通行認定者は、次の各号に掲げる場合は、再度特殊車両通行認定申請書を市長に提出しなければならない。（第2条・第3条を準用する）

- 1 通行認定者が、車両を交換したとき。
- 2 通行認定者が、通行経路を変更したとき。
- 3 通行認定者が、車両台数を減少したとき。（包括申請の場合）

(届け出)

第9条 通行認定者は、次に掲げる場合は、名義等変更届（様式第七）を市長に届け出なければならない。

- 1 通行認定者が、その住所を移転し又は氏名を変更したとき。

(認定書の携帯等)

第10条 通行認定者は、車両通行の際は常に認定書を携帯し、道路監理員より提示を求められた時は速やかに提示すること。

(継続認定の手続)

第11条 通行認定者は、認定期間満了後引き続いて通行しようとする場合は、その期間満了10日前までに第2条及び第3条に規定する書類を市長に提出し認定を受けなければならない。

(認定書の滅失等)

第12条 通行認定者から認定書を滅失、き損又は汚損したため認定書の再交付の申請があった場合は、認定書再交付申請書（様式第六）により、申請させるものとする。この場合において、き損又は汚損を理由とする場合は、当該き損又は汚損した認定書を添付させるものとする。

附 則

この基準は、昭和49年4月17日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成28年4月1日より施行する。

この基準は、令和2年9月18日より施行する。

この基準は、令和3年1月6日より施行する。

特殊車両通行 認定 申請書 (新規)

道路管理者

年 月 日

川 崎 市 長 殿

通行開始日	年	月	日
通行終了日	年	月	日

〒 □□□□ - □□□□

住所

会社名・氏名

車種区分	
車両番号	車名及び型式
他 台	
他 台	

代表者名

TEL

担当者名

TEL

事業区分

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	cm	cm	cm
	品名		

軸種数	
-----	--

車両諸元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分	往復 ・ 片道	通行経路数	経路
------	---------	-------	----

更 新 又 は 変 更 経 緯

申請内容	年 月 日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

特殊車両通行 認定 申請書 (新規)

年 月 日

通行開始日	年	月	日
通行終了日	年	月	日

住所
会社名・氏名

車種区分	
車両番号	車名及び型式
他 台	
他 台	

代表者名 TEL

担当者名 TEL

事業区分

積載 貨物	幅	高さ	長さ
	cm	cm	cm
	品名		

軸種数	
-----	--

車 両 諸 元	総重量	最遠軸距	最小隣接軸距	隣接軸重	長さ
	kg	cm	cm	kg	cm
	幅	高さ	最小回転半径	最大軸重	最大輪荷重
	cm	cm	cm	kg	kg

通行区分	往復 ・ 片道	通行経路数	経路
------	---------	-------	----

更 新 又 は 変 更 経 緯					
申請内容	年 月 日	許可番号	車両台数	総通行経路数	変更事由
新規時			/		
前回			/		

特殊車両通行認定書

川崎市指令 管 第 号

年 月 日

上記の通り 認定 する。ただし、別紙の条件に従うこと。

認定書 の有効期限	自:	年	月	日
	至:	年	月	日

道路管理者
川 崎 市 長 ○ ○ ○ ○

〔Ⅰ〕許可証又は認定書（以下「本証」という。）の取扱上の注意事項

1. 本証の交付を受けた者は、通行中本証を当該車両に備え付けなければならない。
2. 本証は、本証に記載された車両以外の車両には使用することはできない。
3. 通行に際し、本証に記載されている通行条件、通行経路等は厳守しなければならない。
4. 通行条件等に関し、道路管理者等から措置命令を受けた場合には、それに従わなければならない。
5. 本証に記載されている車両諸元、通行経路等に変更があった場合には、再度道路管理者に申請を行い、認定を得なければならない。

〔Ⅱ〕審査請求又は処分の取消しの訴え

この特殊車両通行認定について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に川崎市長に、審査請求することができる。（なお、本証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）
また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本証を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、それぞれ、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本証を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

様式第三

通行経路表 (No.)

経路番号	通行区分	出発地住所	目的地住所

申請箇所	から	まで
------	----	----

通行目的	
------	--

→ → →

路線名			
-----	--	--	--

→ → →

路線名			
-----	--	--	--

→ → →

路線名			
-----	--	--	--

→ → →

路線名			
-----	--	--	--

→ → →

路線名			
-----	--	--	--

- 【注1】 出発地、目的地については、その地番を記載すること。
- 【注2】 申請箇所については、その地番を記載すること。
- 【注3】 路線名については、申請箇所の経由道路の路線名をすべて記載すること。
- 【注4】 複数経路の場合は、各経路ごとに記載すること。

特殊車両通行不認定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

様

道路管理者
川 崎 市 長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで申請のありました特殊車両通行認定申請について、次の理由により不認定とします。

なお、この処分について不服があるときは、行政不服審査法の定めるところにより、本通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に川崎市長に、審査請求することができる。（なお、本書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求することができなくなる。）。また、行政事件訴訟法の定めるところにより、本書を受け取った日（当該処分につき、審査請求した場合においては、それぞれ、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、本書を受け取った日又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

1 不認定とした理由

2 その他

特殊車両通行認定書再交付申請書

年 月 日

道路管理者

川崎市長様

住所

氏名

紛失
さきに交付を受けていました特殊車両通行認定書を汚損しましたので、再交付
下さるよう申請します。 その他

1 認定年月日 年 月 日

2 認定番号

3 認定期間 自 年 月 日
至 年 月 日

(注) 1 再交付申請の理由は、該当するものを○で囲むこと。

2 再交付申請の理由が「その他」の場合は () 内に具体的に記載すること。

[]

3 汚損等の場合には従前の認定書を必ず添付すること。

様式第七

特殊車両通行認定名義等変更届

年 月 日

道路管理者

川 崎 市 長 様

住所

会社名・氏名

代表者名

担当者名

電 話

次のとおり届出します。

認 定	年 月 日付け	川崎市指令	管第	号
有効期間	年 月 日 ~	年	月	日
車種区分		車両番号	他 台	
車両諸元	総重量		最遠軸距	最大軸重
	幅		最小隣接軸距	最大輪荷重
	高 さ		隣接軸距	
	長 さ		最小回転半径	
変 更 箇 所				
住 所	旧			
	新			
会社名・氏名	旧			
	新			
備考			受付印	